amifa
We are smile producers!

第50期定時株主総会
招 集 ご 通 知

日　時

2020年12月18日（金曜日）午前10時
（受付開始時間は午前９時30分を予定しております）

場　所

日本青年館ホテル９階（LB）バンケットルーム
東京都新宿区霞ヶ丘四丁目１番
（前回と会場が異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご来場ください。）

目的事項

報告事項
第50期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）事業報告及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第３号議案　補欠監査等委員である取締役１名選任の件

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
株主総会当日までの感染拡大の状況等により株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
https://www.amifa.co.jp

株式会社アミファ
証券コード　7800

■ amifaのミッション ■

We are smile producers!

この言葉を胸に、弊社商品を使用していただくときのワクワク感、夢中になれる時間を通して、世界中の人々に笑顔になっていただくことをミッションとして、今後もより良い商品をお届けするために尽力してまいります。

株主の皆様へ

新しい生活様式へ向けて



新型コロナウイルス肺炎に罹患された患者様へ衷心よりお見舞い申し上げます。またその治療と感染拡大防止に向けて懸命なご努力をされていらっしゃるすべての医療関係者の皆様に深く御礼申し上げます。
新型コロナウイルスは人々の生活様式を一変させました。世界はウィズコロナの新しい生活様式が日常となりつつあります。その中で当社の商品戦略も当然変わらなければなりません。約３千種類ある商品の中で、人の集まるイベントやパーティ需要向け商品の比率を下げ、ご自宅などで、少人数でも一人でも楽しめる商品群の比率を上げるべく開発を行っています。当社の主力顧客である100円ショップ業界は、コロナ禍の生活防衛マインドにより消費者の支持が高まっています。当社は今後も消費者のニーズ、シーズに応えた商品群を発売していくために邁進してまいります。
皆様におかれましては、引き続き、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長　藤井愉三

証券コード　7800
2020年12月３日

株　主　各　位

東京都港区北青山二丁目13番５号
株　式　会　社　ア　ミ　フ　ァ
代表取締役社長　藤　井　愉　三

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第50期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月17日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年12月18日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都新宿区霞ヶ丘町四丁目１番
日本青年館ホテル９階（ＬＢ）　バンケットルーム
（前回と会場が異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご来場ください。）
３．目的事項
報告事項　第50期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）事業報告及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第３号議案　補欠監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

○本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.amifa.co.jp）に掲載しております。
①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査等委員会が監査した事業報告に含まれております。また、上記②は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査等委員会が監査をした計算書類に含まれております。
○株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.amifa.co.jp）に掲載させていただきます。

■議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

（1）株主総会へのご出席

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

（2）書面（郵送）による議決権行使

議決権行使期限　2020年12月17日（木曜日）午後６時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

■新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染症予防及び拡散防止に向けた対応について、以下の通りご案内いたします。

１．株主様へのお願い

- 株主総会へのご出席を検討されている株主様は、健康状態や体調等にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ご来場の株主様におかれましては、会場入り口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用についてご協力をお願いいたします。
- アルコール消毒液を設置させていただきますので、手指の消毒にご協力くださいますようお願いいたします。
- なお、座席間隔を広く設ける感染症対策を行いますので、株主様のご出席人数次第ではご着席いただけない可能性もございます。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

２．当社の対応について

- 出席役員及び運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- 議長等の説明・答弁にあたりましては、演壇前面にアクリル板を設置し、飛沫防止に努めます。
- ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけをさせていただくことがございますので、予めご了承願います。
- 株主総会の会場におきまして、感染予防のための追加措置を講じる場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況の変化によっては、上記の内容を変更する場合もございますので、適宜、当社ホームページ（https://www.amifa.co.jp）をご確認いただければ幸いに存じます。

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じです。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、改めて取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会より、監査等委員でない取締役の選任について株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論を得ております。

取締役の候補者は以下の通りであります。

候補者番号	氏名		取締役会出席状況
1	藤井　愉三（ふじい　ゆうぞう）	再任	16回／16回（100%）
2	藤井　俊行（ふじい　としゆき）	再任	16回／16回（100%）
3	齋藤　雅哉（さいとう　まさや）	再任	12回／12回（100%）
4	米田　康三（よねだ　こうぞう）	再任 社外取締役 独立役員	15回／16回（ 94%）
5	蒲生　邦道（がもう　くにみち）	新任 社外取締役 独立役員	16回／16回（100%） (監査等委員会出席状況) (19回／19回)

候補者番号
1

藤井（ふじい）　愉三（ゆうぞう）

（1958年６月21日生）

再任



所有する当社株式の数
1,178,400株

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 4 月　当社入社
1991年 3 月　当社取締役
1995年 2 月　当社代表取締役社長（現任）監査室担当、経営全般

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

藤井愉三氏は、当社の取締役として培った経営全般及び業界に関する幅広い経験と知見・見識を有しており、当社の総合力を活かした成長・価値向上に貢献することができることから、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏の保有株式数は、同氏の資産管理会社ウィステリア合同会社が所有する株式数を含めております。

候補者番号
2

藤井（ふじい）　俊行（としゆき）

（1962年10月21日生）

再任



所有する当社株式の数
828,400株

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 4 月　当社入社
1991年 3 月　当社取締役
1995年 2 月　当社専務取締役（現任）社長補佐、営業部門統括

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

藤井俊行氏は、当社の取締役として培った経営全般及び業界に関する幅広い経験と知見・見識を有しており、当社の営業部門の体制強化及び効率化に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏の保有株式数は、同氏の資産管理会社レイクラム合同会社が所有する株式数を含めております。

候補者番号
3



所有する当社株式の数
2,602株

齋藤　雅哉（さいとう　まさや）　（1962年４月25日生）

再任

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年４月　東洋エンジニアリング株式会社入社
2014年９月　同社財務部プロジェクト金融室長
2017年３月　当社入社　管理部長補佐
2018年１月　当社執行役員経営企画室長
2019年12月　当社取締役経営企画室長（現任）経営企画室長、管理部門統括

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

齋藤雅哉氏は、事業会社における経営管理に関する長年の経験と幅広い知見を有しており、当社の管理部門の体制評価及び効率化に貢献することが期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号
4



所有する当社株式の数
15,000株

米田　康三（よねだ　こうぞう）　（1948年６月18日生）

再任
社外取締役
独立役員

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1972年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2014年12月　当社社外取締役（現任）
2015年６月　アネスト岩田株式会社社外取締役（現任）
2015年12月　スリーフィールズ合同会社代表社員（現任）
2016年11月　フォーライフ株式会社社外取締役（現任）
2018年６月　北越メタル株式会社社外取締役（現任）

■社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

米田康三氏は、金融機関での長期にわたる業務経験と、会社経営者としての豊富な経験と知見を有しており、独立した立場から的確な指摘や意見を述べることを通じ、当社経営を適切に監督しており、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号
5

蒲生（がもう）　邦道（くにみち）

（1944年10月23日生）

新任
社外取締役
独立役員



所有する当社株式の数
15,000株

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1971年４月　東洋エンジニアリング株式会社入社
2000年６月　同社取締役就任
2002年６月　同社取締役常務執行役員ＣＦＯ
2003年６月　同社代表取締役ＣＦＯ
2004年６月　同社常勤監査役
2015年１月　当社常勤監査役
2015年６月　株式会社なとり社外監査役（現任）
2016年12月　当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

■社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

蒲生邦道氏は、事業会社における会社経営者並びに監査役としての豊富な経験と知見を有しており、現在、当社常勤監査等委員であります。当社経営活動の全般にわたる監査を通じて当社経営を適切に監督してきており、今後も社外取締役として、その職務を適切に遂行するものと期待できることから取締役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．米田康三氏及び蒲生邦道氏は社外取締役候補者であります。
３．米田康三氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
４．蒲生邦道氏は、現在、当社の社外取締役（監査等委員）でありますが、同氏の社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
５．当社と米田康三氏との間では、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令及び当社定款に定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
６．当社と蒲生邦道氏との間では、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令及び当社定款に定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、米田康三氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
８．当社は、蒲生邦道氏を取締役監査等委員在任中より株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、改めて監査等委員３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は以下の通りであります。

候補者番号	氏名		監査等委員会出席状況
1	照沼　邦城	新任 社外取締役 独立役員	－
2	山田　昭	再任 社外取締役 独立役員	19回／19回（100%）
3	佐藤　勝男	再任 社外取締役 独立役員	19回／19回（100%）

候補者番号
1



所有する当社株式の数
― 株

照沼　邦城（てるぬま　くにしろ）　（1952年9月16日生）

新任
社外取締役
独立役員

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1975年 4 月　シェル石油株式会社（現出光興産株式会社）入社
2005年 4 月　同社本社監査室長
2006年 3 月　同社本社財務部長
2007年 9 月　同社本社グループ監査役室長
2011年 4 月　ソーラーフロンティア株式会社常勤監査役

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由

照沼邦城氏は、事業会社全般の監査、財務の豊富な経験と知見を有しており、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に監督するものと期待できることから取締役候補者といたしました。

候補者番号
2



所有する当社株式の数
15,000株

山田　昭（やま だ　あきら）　（1953年５月16日生）

再任
社外取締役
独立役員

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年 4 月　弁護士登録　三宅・畠澤・山崎法律事務所入所
1992年 1 月　三宅・山崎法律事務所パートナー
2015年 1 月　当社取締役
2015年 6 月　デンヨー株式会社社外監査役（現任）
2015年12月　スリーフィールズ合同会社代表社員（現任）
2016年12月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2018年 6 月　ブラザー工業株式会社社外監査役（現任）
2020年 8 月　King & Wood Mallesons法律事務所顧問（現任）

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由

山田昭氏は、弁護士としての専門的知識と幅広い経験を有しており、また、当社経営活動の全般にわたる監査を通じて当社経営を適切に監督しております。今後も監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行するものと期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号
3

佐藤（さとう）　勝男（かつお）　（1953年11月９日生）

再任
社外取締役
独立役員



所有する当社株式の数
15,000株

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年４月　出光興産株式会社入社
2010年７月　同社参与関西支店長
2011年６月　同社常勤監査役
2016年１月　当社監査役
2016年12月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由

佐藤勝男氏は、事業会社全般の推進及び管理並びに監査役としての豊富な経験と知見を有しており、また、当社経営活動の全般にわたる監査を通じて当社経営を監督しております。今後も監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に監督するものと期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．各候補者は、社外取締役候補者であります。
３．山田昭氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
４．佐藤勝男氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
５．照沼邦城氏が選任された場合、当社と同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令及び当社定款に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
６．当社と山田昭、佐藤勝男の各氏との間では、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令及び当社定款に定める限度額に限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、照沼邦城氏が選任された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であり、独立役員となる予定であります。
８．当社は、山田昭氏、佐藤勝男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第３号議案　補欠社外監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者

白井（しらい）　裕子（ゆうこ）	（1954年２月11日生）	所有する当社株式の数 － 株	新任 社外取締役

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年４月　弁護士登録（東京弁護士会所属）
1991年４月　ウィング総合法律事務所開設（旧新四谷総合法律事務所）（パートナー弁護士）（現任）
2012年４月　東京弁護士会副会長
2015年６月　西華産業株式会社社外取締役（現任）
2019年４月　東京都新宿区代表監査委員（非常勤）（現任）

■補欠監査等委員である社外取締役候補者とした理由

白井裕子氏は弁護士としての専門的知識と幅広い経験を有しており、また、事業会社の社外取締役としての職務を果たされていることから、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行するものと期待できることから取締役候補者といたしました。

（注）なお、白井裕子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

（ご参考）独立役員の独立性判断基準

当社が指定する独立社外取締役の独立性基準は、以下のいずれにも該当しないものとする。

1．実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である法人等の業務執行者等（取締役、監査役、執行役員その他の使用人を言う。以下同じ。）でないこと。

2．当社の取引先であって、当社の直近の３事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、当社のその事業年度の売上高の５％を超える金額の支払いを行った法人等の業務執行者等でないこと。

3．当社の取引先であって、当該取引先の直近の３事業年度のいずれかにおいて、当社から、当該取引先のその事業年度の売上高の10%を超える金額の支払いを受領した法人等の業務執行者でないこと。

4．当社の借入先であって、当社の直近の３事業年度のいずれかにおいて、借入額が当社のその事業年度における総資産の10%を超える借入先の業務執行者等でないこと。

5．当社の直近の３事業年度のいずれかにおいて、役員報酬以外に、年間１,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、税務専門家、法律専門家などの専門的サービスを提供する者（個人）でないこと。

6．当社の直近の３事業年度のいずれかにおいて、当社からの寄付又は助成金の合計額が、年間１,000万円又はその事業年度における当該組織の年間総収入の２％のいずれか大きい額を超える団体等に所属する者でないこと。

「監査等委員会の取締役の指名・報酬に関する意見表明」

監査等委員でない取締役の選任については、指名・報酬委員会に監査等委員である社外取締役１名が当該委員会の委員として出席して意見を述べることにより監査等委員会と指名・報酬委員会の連携を図り、監査等委員の全員が、指名・報酬委員会の議事内容を議事録によって確認するとともに、取締役候補者の選任の方針及び評価・選任プロセスを取締役会における指名・報酬委員会の報告内容及び質疑応答により確認し、監査等委員会として審議いたしました。

また、監査等委員でない取締役の報酬等についても、その報酬体系及び水準等の枠組み、具体的な報酬額の算定方法等について、同様な方法によって確認し、監査等委員会として審議いたしました。

この結果、監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任及び報酬等について会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論であります。

以上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、相次ぐ台風による甚大な被害、消費税増税、米中間の通商問題等の影響もあり低調に推移する中、３月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により急速に悪化し、今なお収束の見通しが立たない状況で大きなマイナス成長となりました。

こうした環境下、当社においては、中国における新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、２月～３月には、一時的に委託生産が遅れる影響がありましたが、主要顧客への販売拡大に向けて、新商品の提案を積極的に行い、第２四半期会計期間まではおおむね順調に推移いたしました。しかし、４月７日の政府の緊急事態宣言に基づく地方自治体の自粛要請により、行楽、レジャー、パーティーなど、人々が集うシーンで使われる商品などの販売が主に落ち込み、緊急事態宣言が５月25日に解除された以降もそれらの売上は依然厳しい状況が続きました。

これを受け、当事業年度における当社のライフスタイル雑貨の商品群別累計売上高は、「ワンプライス商品」が44億73百万円（前期比0.3%増）、「ＯＥＭ商品」が２億16百万円（同19.5%減）、「フルール商品」が93百万円（同58.4%減）、「その他商品」が１百万円（同84.0%減）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は47億85百万円（前期比3.7%減）、営業利益は２億62百万円（同20.2%減）、経常利益は２億66百万円（同7.4%減）、当期純利益は１億73百万円（同2.1%減）となりました。

②　設備投資の状況

当事業年度中に実施した当社の設備投資の総額は53百万円であり、その主なものは、本社におけるテレワーク対応のためのパソコン、ネットワーク関係購入6百万円、人員増に対応するレイアウト変更、デスク等の購入3百万円、車両購入６百万円、出荷関係ソフトウェア購入34百万円等であります。

③　資金調達の状況

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金は自己資金を基本としております。また、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と当座貸越契約（総額12億円）を締結しております。なお、当事業年度の末日における借入金残高は長期借入金1億57百万円（１年内返済の長期借入金を含む）であり、新規借入はなく、約定返済のみであります。また、現金及び現金同等物の残高は13億32百万円となっております。十分な資金の流動性を確保していると認識しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 47 期 (2017年９月期)	第 48 期 (2018年９月期)	第 49 期 (2019年９月期)	第 50 期 (当事業年度) (2020年９月期)
売　　上　　高(百万円)	4,112	4,736	4,966	4,785
経　常　利　益(百万円)	313	198	287	266
当　期　純　利　益(百万円)	230	264	176	173
１株当たり当期純利益　(円)	84.31	96.44	64.02	53.81
総　　資　　産(百万円)	2,502	2,591	2,871	2,938
純　　資　　産(百万円)	1,441	1,644	2,037	2,155
１株当たり純資産　(円)	525.17	599.27	636.61	668.34

(注) 1．当社は、2018年2月26日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。2017年９月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び純資産を算定しております。

(注) 2．2020年2月14日付で新株予約権の権利行使により普通株式が25,000株増加し、2020年９月期末における発行済株式の総数は3,225,000株となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 会社の企業理念等

◆企業理念

当社はライフスタイル雑貨の製造卸企業として、“We are smile producers!”を企業理念とし、以下の経営基本方針のもとに事業を展開しております。

①情熱あふれるアートや美しいデザインに触れる喜びを、身近な暮らしへご提供します。

②お客様が選び、組み合わせ、工夫し、オンリーワン作りを楽しめる商品をご提案します。

③夢中になれる幸せな時間、笑顔と感動をお届けし、世の中になくてはならない企業を目指します。

そして、着実な成長と発展を通じて、次の「目指す企業像」の実現を図ってまいります。

◆目指す企業像

①ライフスタイル・グッズの提案を軸として、お客様の何気ない日常に気軽な価格で、「ワクワク」と「笑顔」をお届けする会社でありたい。

②公正な経営判断と企業行動を通じて、全ての顧客・取引先・株主等ステークホルダーからの信頼に応え、責任を果たしていくことで、いつまでも社会で必要とされる会社でありたい。

③意欲ある者へは成長機会の提供を、貢献に対しては適切な処遇を実現し、そこに集う従業員個々人がやりがいと愛情を持ち、笑顔で働くことができる“smile working company”でありたい。

◆目標とする経営指標

当社は、持続的に成長することを目指し、その基盤となる付加価値率（売上総利益から販売費を控除した額の対売上高比）の向上に努めてまいります。また、株主還元を重視し、長期的に安定した配当の実施に努めてまいります。このため、株主資本利益率及び配当性向を目標とする経営指標としてまいります。

◆中長期的な会社の経営戦略

当社は、３年間の基本的な経営戦略を毎年度見直し、策定しております。

特に、新型コロナウイルス感染症により、社会・経済のあり方が大きく変化をしていくものと認識しており、この認識も踏まえ、2021年９月期からの経営戦略として、今後3年間（2020年10月～2023年9月）の新たな重点戦略として、次の４つを策定いたしました。

①ワンプライス（100円）商品のさらなる強化
②プチプライス（200円～）商品の拡大
③ICT（情報通信技術）の推進
④アミファの世界観を実現するプロフェッショナル集団への進化

⑸ 対処すべき課題

当社は株式公開会社としての社会的責任を果たし、事業を発展させ、永続的な成長を図っていくために、以下の課題に取り組んでまいります。

① 新型コロナウイルス感染症に伴う社会・経済の変化への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、日本や世界の社会・経済に甚大な影響を与えており、「新しい生活様式」へ向けて社会・経済のあり方が大きく変化していくことが予想されます。

当社の販売するライフスタイル雑貨商品は、人々の身近な暮らしの中にアートやデザインをお届けすることで、楽しみや安らぎを提供するものであり、消費者の嗜好やトレンド、季節性、商品のバラエティ、価格優位性といった要素を的確に企画に取り込み、スピード感を持って商品を開発し、遅滞なく市場に提供することが重要であると認識しております。今般の新型コロナウイルス感染症流行に伴い、従来以上に一般消費者の消費行動や嗜好等の変化を的確かつタイムリーにとらえ、「新しい生活様式」に適した新商品開発、新企画提案、商品構成の見直し等を喫緊の課題と認識しております。

また、当社社員及び関係者の新型コロナウイルス感染リスク低減のための必要な措置（衛生対策、テレワーク勤務、時差出勤等）を取ってまいりましたが、引き続き社員の安全確保、会社機能の維持に努めるとともに、テレワーク等で得た知見を活かし、業務の効率化をさらに推進してまいります。

② 品質管理体制の強化

当社の販売する商品は、安価であっても良質の商品を提供し続けることが、顧客満足度やリピート率の向上につながるものと認識しており、恒常的に品質の維持・向上を図っていくことが重要であると認識しております。

このため、社内管理体制の強化に努めるとともに、製造委託先企業に対する品質向上に向けた指導とともに管理者育成にも注力し、品質管理・納期遵守、生産能力の安定化を図ってまいります。

③ ICT（情報通信技術）の基盤強化

当社の総出荷数量は年間95百万個におよび、その種類も多岐に亘っております。また、その約89%を海外から調達しております。これら大量、多種の商品を、発注・製造・出荷・販売の各段階で、遅滞なく正確にハンドリングする必要があるため、業務をサポートするシステムの向上、強化に取り組んでおりますが、物流関係にとどまらず、全業務の生産性のさらなる向上が重要と認識し、ICT基盤を全社的に見直し、積極的に最新システムへの入れ替えや新設を行ってまいります。

⑹ **主要な事業内容**（2020年９月30日現在）

当社の事業は「ライフスタイル雑貨事業」の単一セグメントでありますが、取扱商品群は以下の通りとしております。

事業部門	事業内容
ワンプライス雑貨事業	主に100円ショップ等の均一価格小売業向けのデザイン雑貨の製造・販売
大手流通会社向けＯＥＭ事業	主に大手流通会社からの受注による商品材料等の製造・販売
フルール事業	プリザーブドフラワー、ハーバリウム、花材、花器等の製造・販売

⑺ **主要な営業所**（2020年９月30日現在）

本　　社	東京都港区北青山二丁目13番５号　青山サンクレストビル　３階

⑻ **使用人の状況**（2020年９月30日現在）

使用人数（前期末比増減）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
68名（13名）　5名増（2名増）	35歳7ヶ月	5年0ヶ月

（注）　使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び派遣社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑼ **主要な借入先の状況**（2020年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	58百万円
株式会社みずほ銀行	54
株式会社三井住友銀行	45

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑽ **企業統治体制について**

コーポレートガバナンスの確立に向けた取り組みとして、2016年12月に監査等委員会設置会社に移行し、社外取締役及び監査等委員を中心とした、取締役会の監督機能の強化及び意思決定の迅速化を図りました。

また、監査等委員でない取締役の指名及び報酬等の決定における透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会（以下の3名の委員により構成）を設置しております。

委員長　監査等委員でない社外取締役
委員　監査等委員である社外取締役
委員　代表取締役社長

⑾ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2020年９月30日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　12,800,000株

⑵ **発行済株式の総数**　3,225,000株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は25,000株増加しております。

⑶ **株主数**　1,931名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
ウィステリア合同会社	1,150,000株	35.66%
レイクラム合同会社	803,000	24.90
小野寺美那子	91,100	2.82
アミファ従業員持株会	51,301	1.59
野極和彦	40,000	1.24
藤井愉三	28,400	0.88
楽天証券株式会社	25,600	0.79
藤井俊行	25,400	0.79
天満紙器株式会社	23,200	0.72
新沼吾史	22,200	0.69

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権に関する状況

		第２回新株予約権
発行決議日		2017年９月25日
新株予約権の数		50個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　2,500株 （新株予約権１個につき　50株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　16,950円 （１株当たり　339円）
権利行使期間		2019年９月27日から 2023年９月25日まで
行使の条件		下記（注）の通り
役員の保有状況	取　締　役 （監査等委員・社外取締役を除く）	新株予約権の数　50個 目的となる株式数　2,500株 保有者数　1名

（注）　主たる行使の条件は以下の通りであります。

① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査等委員、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要するものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査等委員を任期満了により退任した場合、あるいは従業員として定年で退職した場合については、退任後又は退職後も新株予約権の行使ができることとする。

② 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、行使の目的である株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限り、新株予約権を行使することができることとする。

⑵ 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2020年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤　井　愉　三	監査室担当、経営全般
専務取締役	藤　井　俊　行	社長補佐、営業部門統括
取締役	齋　藤　雅　哉	経営企画室長、管理部門統括
取締役	米　田　康　三	アネスト岩田株式会社　社外取締役 スリーフィールズ合同会社　代表社員 フォーライフ株式会社　社外取締役 北越メタル株式会社　社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	蒲　生　邦　道	株式会社なとり　社外監査役
取締役（監査等委員）	山　田　　昭	デンヨー株式会社　社外監査役 スリーフィールズ合同会社　代表社員 ブラザー工業株式会社　社外監査役 King & Wood Mallesons法律事務所　顧問
取締役（監査等委員）	佐　藤　勝　男	－

（注）１．取締役米田康三氏は社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）蒲生邦道氏、山田昭氏及び佐藤勝男氏は社外取締役であります。
３．取締役（監査等委員）蒲生邦道氏は、当社に監査等委員として就任の前に、上場会社において最高財務責任者（CFO）を務め、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。同氏は、監査等委員会の決議により、会社の情報の収集、事業及び財産の調査を実効的に行うために、常勤の監査等委員に選定されております。
４．取締役の米田康三、取締役（監査等委員）の蒲生邦道、取締役（監査等委員）の山田昭及び取締役（監査等委員）の佐藤勝男の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
５．当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(2) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	111百万円 (5百万円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3名 (3名)	18百万円 (18百万円)
合計 (うち社外取締役)	8名 (4名)	130百万円 (24百万円)

(注) 1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の報酬等の額には、前回の定時株主総会をもって取締役を退任した村山和治氏の報酬を含んでおります。

3．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年12月20日開催の第46期定時株主総会において、年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議いただいております。また、別枠で、2016年9月27日開催の臨時株主総会において、ストックオプションによる報酬を決議しております。

また、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は、指名・報酬委員会の答申に基づき、業績に連動した報酬体系となっております。

4．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年12月20日開催の第46期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

②取締役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針

監査等委員を除く取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。指名・報酬委員会では、各取締役の業績への貢献度を評価し、定められた報酬基準に基づき報酬額の答申を行っております。

監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、職務内容や勤務形態等を勘案し監査等委員の協議により決定しております。

③役員報酬制度の概要

イ. 役付である業務執行取締役の報酬

・役付である業務執行取締役については、基準となる基礎報酬額の60%を固定報酬、40%を業績連動報酬としております。

・業績連動報酬については、その30%を前期予算の売上高達成率、70%を前期予算の経常利益達成率により計算した額としております。

ロ. 役付でない業務執行取締役の報酬

・役付でない業務執行取締役については、基準となる基礎報酬額の80%を固定報酬、20%を業績連動報酬としております。

・業績連動報酬については、その30%を前期予算の売上高達成率、70%を前期予算の経常利益達成率により計算した額としております。

ハ. 監査等委員でない社外取締役の報酬

監査等委員でない社外取締役については、基本報酬（月額固定）のみで構成し、水準については国内企業の社外取締役の報酬水準等を考慮し、指名・報酬委員会の審議・答申により、取締役会で決定しております。

ニ. 監査等委員である社外取締役の報酬

監査等委員ある社外取締役については、基本報酬（月額固定）のみで構成し、職務内容や勤務形態等を勘案し監査等委員の協議により決定しております。

ホ. 最近事業年度の役員の報酬等の額の決定過程

最近事業年度の役員の報酬等の額の決定については、指名・報酬委員会を３回、取締役会を１回開催し、決定しております。

⑶ 社外役員に関する事項

①社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役米田康三氏は、アネスト岩田株式会社社外取締役、スリーフィールズ合同会社代表社員、フォーライフ株式会社及び北越メタル株式会社社外取締役であります。アネスト岩田株式会社、スリーフィールズ合同会社、フォーライフ株式会社及び北越メタル株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）の蒲生邦道氏は、株式会社なとり社外監査役であります。当社と株式会社なとりとの間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）の山田昭氏は、デンヨー株式会社社外監査役、スリーフィールズ合同会社代表社員、ブラザー工業株式会社社外監査役及びKing & Wood Mallesons法律事務所顧問であります。デンヨー株式会社、スリーフィールズ合同会社、ブラザー工業株式会社及びKing & Wood Mallesons法律事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	米田康三	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席しました。上場企業を含む、多年に亘る企業経営者としての実績と知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 (常勤監査等委員)	蒲生邦道	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会19回のうち19回に出席しました。上場企業経営者及び監査役としての経験に基づく知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、常勤（選定）監査等委員として、当社の経理システムを含む業務全般につき監督・監査を実施し、選定監査等委員として行った事業及び財産の状況に関する調査の内容と結果について報告し、監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山田昭	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会19回のうち19回に出席しました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員として、当社の業務全般につき監督し、監査等委員会において選定監査等委員より受けた報告について質問や確認をし、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	佐藤勝男	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会19回のうち19回に出席しました。上場企業監査役の経験に基づく知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員として、当社の業務全般につき監督し、監査等委員会において選定監査等委員より受けた報告について質問や確認をし、適宜必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　有限責任 あずさ監査法人

⑵ **当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬額等について監査等委員会が同意した理由**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	23百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額は合計で記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の報酬等の同意に当たっては、監査等委員会が定めた同意基準に従い、会計監査人から当事業年度の監査の体制、監査計画及びその計画の前提となる財務報告リスクの認識及び監査重点項目、監査時間及び報酬等の見積の内容について説明を受けるとともに、取締役と会計監査人の交渉の状況及びその評価について取締役及び会計監査人の両方から報告を受け、取締役と会計監査人が合意した報酬等が相当かどうかについて検討を行いました。

本検討に当たっては、会計監査人が実施した前年の会社法監査及び金商法監査の実績及び監査時間等も参考にいたしました。また、監査法人に対する非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性についても検討をいたしました。

以上の検討の結果、監査等委員会は会計監査人の報酬額は相当であると判断したものであります。

３．当事業年度の監査証明業務に基づく報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度に支出した額、４百万円が含まれております。

⑶ **対価を支払っている非監査業務の内容**

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導を委託しております。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すること等により当社の計算関係書類の監査に重大な支障が生じる虞があると認める場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告します。

監査等委員会は、会計監査人の独立性、専門性及び職務遂行体制等について毎年評価を行い、当該事項が当社の計算関係書類及び財務諸表の監査をするのに不十分であると判断したとき、又は、会計監査人を変更することにより当社にとってより適切な監査が可能であると判断したときは、監査等委員会はその決議によって、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

⑸ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

6．剰余金等の配当の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識しております。利益還元につきましては、将来の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としており、配当性向30％を目標として取り組んでまいります。

当社は、会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。また、期末配当の基準日は毎年９月30日、中間配当の基準日は毎年３月31日とし、この他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、当社が展開するビジネスの特性上、利益が上期集中型となっており、通期業績をもって配当方針に沿った配当金額を決定すべく、年１回の期末配当にて剰余金の配当を行うことを基本としております。

第50期事業年度の配当につきましては、上記の方針に基づき、当期の業績及び今後の事業展開に向けた投資等を勘案して１株当たり期末配当金を19円とすることを2020年11月13日開催の取締役会において決定いたしました。

内部留保資金につきましては、ＩＣＴ投資及び新商品の企画・開発等に充当し、企業基盤強化のため有効に活用していく考えであります。

貸 借 対 照 表

(2020年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,753,788**	**流動負債**	**423,614**
現金及び預金	1,332,039	買掛金	23,504
受取手形	2,032	1年以内返済予定の長期借入金	70,000
電子記録債権	1,699	未払金	239,565
売掛金	391,498	未払費用	14,645
たな卸資産	986,360	未払法人税等	32,084
前渡金	11,656	前受金	167
前払費用	25,607	預り金	10,049
その他	3,142	賞与引当金	27,528
貸倒引当金	△247	その他	6,069
固定資産	**185,210**	**固定負債**	**359,980**
有形固定資産	**57,031**	長期借入金	87,500
建物附属設備	25,940	退職給付引当金	18,145
車両運搬具	5,796	役員長期未払金	254,335
工具、器具及び備品	25,294	**負債合計**	**783,594**
無形固定資産	**52,249**		
ソフトウエア	13,971	**(純資産の部)**	
ソフトウェア仮勘定	34,750	**株主資本**	**2,156,902**
商標権	3,239	**資本金**	**35,525**
その他	288	**資本剰余金**	**271,773**
投資その他の資産	**75,929**	資本準備金	3,525
投資有価証券	4,475	その他資本剰余金	268,248
敷金	37,703	**利益剰余金**	**1,849,603**
繰延税金資産	33,739	利益準備金	8,000
破産更生債権等	1,958	その他利益剰余金	1,841,603
貸倒引当金	△1,958	別途積立金	400,000
その他	11	繰越利益剰余金	1,441,603
		評価・換算差額等	**△1,497**
		その他有価証券評価差額金	**2,472**
		繰延ヘッジ損益	**△3,969**
資産合計	**2,938,999**	**純資産合計**	**2,155,404**
		負債純資産合計	**2,938,999**

(注)　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年10月1日から
2020年9月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,785,114**
売上原価		
期首商品たな卸高	1,090,736	
当期商品仕入高	2,504,865	
合計	3,595,602	
期末商品たな卸高	891,687	**2,703,915**
売上総利益		**2,081,199**
販売費及び一般管理費		**1,818,212**
営業利益		**262,987**
営業外収益		
受取利息	158	
受取配当金	64	
受取和解金	1,200	
助成金収入	861	
固定資産売却益	999	
為替差益	608	
その他	1,368	5,260
営業外費用		
支払利息	1,204	
匿名組合投資損失	658	
その他	0	1,863
経常利益		**266,384**
税引前当期純利益		**266,384**
法人税、住民税及び事業税	88,340	
法人税等調整額	5,006	93,347
当期純利益		**173,037**

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月11日

株式会社アミファ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　義　仁　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　前　田　　啓　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アミファの2019年10月１日から2020年９月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年10月１日から2020年９月30日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針・計画、職務の分担等を定め、コンプライアンス、中期経営計画の推進、利益管理、株式公開会社としての体制の充実等について重点監査項目を設定し、会社の内部監査部門及び管理部門と連携の上、以下の方法で監査を実施いたしました。

（１）取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、会社の報告・連絡、決裁に係るシステムを閲覧し、必要に応じて、説明を求めて意見を表明するとともに、本社及び外部の商品倉庫において業務及び財産の状況を調査しました。

（２）会社の内部統制に係る体制（会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる体制）に関する取締役会決議の内容が相当であるかどうか確認すると共に、当該体制の構築・運用の状況について取締役及び使用人から報告を受け、必要と認める調査を行い、体制の改善のための意見を表明しました。

（３）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日／企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、「会計監査人に関する評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（平成29年10月13日／日本監査役協会）を基に説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認められます。内部統制システムの構築・運用については必要な見直しと改善が図られており、取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容は適切であると認められます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果の相当性について特に指摘すべき事項は認められません。

2020年11月13日

株式会社アミファ　監査等委員会

常勤監査等委員　　蒲生　邦道㊞

監査等委員　　山田　昭㊞

監査等委員　　佐藤　勝男㊞

（注）監査等委員全員は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

メ　　モ

メ　　モ

■ amifaの事業内容 ■

ワンプライス商品事業

高額商品を所有する満足感から、センス、アイデア、工夫を楽しむ満足感へ。タンスにモノが溢れる今、欲しいのはモノではなく、充実感やHappyな「時間」。弊社はそう考えます。弊社の商品に生活必需品はありません。いわゆる嗜好品、弊社ではそれを「心の必需品」と呼びます。「ラッピングに相手の笑顔が浮かぶ」、「マスキングテープを自分のセンスで組み合わせて作ったオンリーワンが褒められる」、「キッチンやダイニングで生まれる楽しい会話」など、日々の暮らしの中でHappyと感じられる時間を想像して買われる商品ばかりです。買ったら終わりではなく、使って組み合わせて楽しむ商品が多い、という弊社の特長を磨いています。単価と満足度は正比例ではありません。アートやデザインを感じられるブランドは、情熱を忘れなければ高額帯ではなくても可能です。それが弊社のミッションです。



フルール商品事業

fleur（フルール）はフランス語で「お花」。「花、関連資材は、市場や卸、小売店を通して消費者に届く」という従来の流通経路ではなく、アミファで企画した商品を直接海外委託工場で製造し、直接全国の花教室などへお届けするダイレクト販売をオンラインショップ形式で初めて実現しました。お客様の声をビビッドにいただいて製品作りに活かしています。

amifa fleur



ＯＥＭ商品事業

入念な情報収集を行い、営業・開発チームが一丸となってクライアントの売上アップに応えます。付加価値を最大限引き出すコンサルティングからスタートし、旬なデザインとともに可愛いラッピンググッズや雑貨をお届け致します。また、日本国内や中国はもちろん、東南アジア、南米など世界７か国から適材適所の部品・原料・材料を直貿で調達し、クライアントの原価低減と魅力商品開発をお手伝いしています。





株主総会会場ご案内図

会　場　日本青年館ホテル９階（LB）バンケットルーム
東京都新宿区霞ヶ丘四丁目１番

交　通　東京メトロ銀座線
「外苑前」駅 ３番出口から徒歩５分



当社のホームページでは株主・投資家の皆様に対して、企業情報や財務情報をはじめとして、様々な情報を開示しております。
当社をよりご理解いただくためにも、ぜひ一度ご覧ください。
https://www.amifa.co.jp

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。